



ご利用ください

北檜山職業相談室での取り扱いについて

雇用保険受給手続から認定・給付まで、ご本人の申し出によりハローワーク八雲で受付ができますのでご利用ください。

ハローワーク函館・北檜山職業相談室への10月の職員派遣日は次のとおりです。大成区の方の管轄は江差出張所です。

●派遣日時

- 10月26日(水)13時～17時
- 10月27日(木)9時～12時

●問合せ 北檜山職業相談室

☎0137・84・5724

●問合せ ハローワーク八雲

☎0137・62・2509

●問合せ ハローワーク江差

☎0139・52・0178

ご利用ください

法律・登記相談のお知らせ（事前予約制）

相続・贈与・売買・会社設立・債務整理・成年後見等心配ごとについてご相談ください。どなたでも自由に相談できます。（相談無料・事前予約制）

●日時／10月12日(水)

10時～12時

●予約締切／10月7日(金)

(先着4名まで)

●場所／せたな町民ふれあいプラザ

●担当相談員／

司法書士 森 奈津美

役場総務課総務係

☎0137・84・5111

ご利用ください

精神保健相談（心の健康相談）の実施について

八雲保健所では、精神保健及び同障がい者福祉に関

する相談を実施します。（予約制）

●日時／10月13日(木)
13時～15時

●場所／八雲保健所

●相談員／精神科医師又は心理相談員

●問合せ 八雲保健所健康推進課
☎0137・63・2168

ご利用ください

函館裁判所出張手続案内の開催について

函館裁判所から職員が出張し住民の皆様を対象とした出張手続案内を行います。（予約制）

●場所／瀬棚総合福祉センター

●日時／10月20日(木)

13時～16時

●予約方法／10月13日(木)までに函館地方裁判所事務局総務課長まで電話でお申込みください。

●問合せ 函館地方裁判所

☎0138・38・2372

ご利用ください

個別的労使紛争のあっせん

～労働者個人と使用者の労働紛争を解決します～
北海道労働委員会では、労働者個人と使用者の間で発生した解雇や労働条件な

どに関する労使紛争の解決を支援するための「あっせん」を行っています。
「あっせん」は労働問題に精通した3人のあっせん員（公益委員・労働者委員・使用者委員）が、労使紛争の当事者双方から事情を聴き、公平中立な立場で問題点を整理して助言等を行い、双方に歩み寄りを勧める紛争解決手段です。

ご利用ください

【あっせん申請】

●北海道労働委員会事務局
個別対策グループ
☎011・204・5667
(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms)

【労働相談】

●各総合振興局（振興局）労働相談所

●労働相談ホットライン
(0120・81・6105)

ご利用ください

全道一斉ずらん無料法律相談会のお知らせ（予約制）

法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられるよう無料法律相談を開催します。（事前予約制）

行政相談のお知らせ

「秋の行政相談週間」10月17日（月）～23日（日）

行政相談週間にちなんで、次のとおり特設行政相談所を開設します。毎日の暮らしの中で、国の役所や特殊法人などが行なっている仕事について、困っていること、納得できないこと、意見をお持ちの方はお気軽においでください。相談は無料で、秘密は守られます。

【相談内容】

年金、老人保健・福祉、道路、登記、郵便、消費者保護、雇用保険、役所の窓口サービス等

- 行政相談委員／山田卓哉さん
- 10月17日（月） やすらぎ館（瀬棚区）
- 10月18日（火） ふれあいプラザ

時間は、上記いずれも午前9時30分から11時30分までです。

戸籍の窓口

(8月1日～8月31日届出)

お誕生おめでとう

- 須田 琉生くん (喜浩) 北檜山
- 磯部 朔玖くん (仁) 北檜山
- 渡部 柑菜ちゃん (亮) 北檜山
- 前田 陽香ちゃん (貫) 徳 島
- 佐藤 理一くん (要) 都

おくやみ申し上げます

- 澤谷 正二さん (57歳) 二 俣
- 工藤 三好さん (86歳) 西丹羽
- 牧 清さん (88歳) 北檜山
- 横山 孝夫さん (62歳) 豊 岡
- 中井 正巳さん (85歳) 丹 羽
- 照井 保さん (95歳) 丹 羽
- 久保田泰司さん (80歳) 北檜山
- 岩原 克志さん (82歳) 北檜山
- 照井たけのさん (89歳) 丹 羽
- 木野 武さん (80歳) 元浦1区
- 田村 廣さん (82歳) 本町3区
- 菊池チヨノさん (96歳) 豊 岡
- 内木 禮子さん (73歳) 本町5区
- 荒谷 タケさん (98歳) 宮 野
- 谷口 信實さん (86歳) 宮 野
- 石橋 松彦さん (72歳) 本 陣

この欄に掲載している方は、本人またはご家族の了解を得た方のみ掲載しています。

人口と世帯

	8月末現在 (前月比)
人 口	9,579人 (-21)
男	4,526人 (-13)
女	5,053人 (-8)
世 帯	4,566世帯 (-2)

忘れないで納期限

個人町・道民税 第3期

国民健康保険税 第4期

納期限は10月31日(月)です

忘れずに納めましょう

お詫びと訂正

広報せたな9月号で、次のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

●表紙の発行月の表示

・ [oo Aug] → [oo Sep]



- 日時 / 10月20日(木) 13時～16時まで
- 場所 / ふれあいプラザ
- 相談料 / 無料
- 申込受付期間 / 10月3日から10月7日 (先着6名まで)

予約先

- 役場総務課総務係 0137-84-5111
- 瀬棚総合支所地域町民課 0137-87-3311
- 大成総合支所地域町民課 0139-4-5511

年金係からのお知らせ

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください!

国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一亡くなられた時には、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のような時には、役場への届出が必要です。届出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守って下さい。

◆20歳になったとき◆

厚生年金や共済組合に加入していない方が、20歳になった時は、国民年金の第1号被保険者になりますので、役場へ「国民年金被保険者資格取得届」を提出します。

◆会社を退職したとき◆

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第2号被保険者になっています。第2号被保険者の方が60歳になる前に会社などを退職した時は、国民年金の第1号被保険者になりますので、役場に「国民年金第1号被保険者資格取得届」を提出します。

◆被扶養配偶者の方の収入が増えたとき◆

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方は、国民年金の第3号被保険者になっています。第3号被保険者の方のパート収入などが年額130万円以上になった時は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

◆被扶養配偶者の配偶者が退職したとき◆

配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、役場に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。

※第3号被保険者の方が離婚したときにも、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

※老齢厚生年金等を受ける権利をもっている配偶者の方が65歳になって第2号被保険者でなくなった時も、それまで第3号被保険者だった方は、第1号被保険者になるための手続きが必要です。

*** 函館年金事務所による年金相談 (完全予約制) ***

◇日時: 10月5日(水) 午前10時40分から

◇会場: せたな町役場

◆わからないことは、戸籍年金係までお気軽にご相談ください◆

■問い合わせ先/函館年金事務所 ■ 0138-56-1165

・本庁町民児童課戸籍年金係 [担当/河野] ■ 0137-84-5111 (内線1139)

・瀬棚総合支所地域町民課戸籍年金係 [担当/西田] ■ 0137-87-3311 (内線3000)

・大成総合支所地域町民課戸籍年金係 [担当/萩原] ■ 01398-4-5511 (内線2118)